

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 9月 2日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉建屋低電導度廃液系サンプ(A)のサンプ水を移送中、「原子炉建屋低電導度廃液サンプ液位高/低」の警報が発生。現場を確認したところ、ポンプ停止用の液位スイッチの不良と判断されたため、当該液位スイッチの点検・修理。	GIII	
2	3・4号廃棄物処理設備	高電導度廃液系濃縮装置(A)運転中において、加熱蒸気入口圧力検出器の動作不良に伴う警報発生「加熱蒸気入口圧力低」が認められたため、当該圧力検出器の点検・修理。	GIII	
3	3・4号廃棄物処理設備	高電導度廃液系中和サンプル戻り切替弁(B)用電磁弁より異音が発生しているため、当該電磁弁を交換。なお、当該弁の動作に異常はなかった。	GIII	
4	3・4号廃棄物処理設備	シャワードレン系収集タンク(B)より、タンク水を放水口へ放出中、「バックフィルタタンク(B)液位高」警報が発生。調査の結果、シャワードレン系バックフィルタタンク(B)出口配管に閉塞が認められたため、点検・清掃。	GIII	